

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年4月24日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「令和7年4月30日」の「副市長」の出張に係る「乗車券を購入」した支出について、「新大阪駅から夢洲まで大阪メトロを利用し、運賃「430円」を支払っている。」「JR 特定都区市内の大阪市内では、夢洲の最寄り駅 弁天町まで利用できる。そうすると大阪メトロの運賃は「380円」で済む。」と述べています。

また、請求人は、「旅費条例第2条の最も経済的な通常の経路で支給するとあり、片道「50円」、往復「100円」が違反する。」と述べています。

しかし、当該期間に適用されていた「旅費取扱いの手引き」（令和7年3月改訂版。以下「手引き」という。）には、「3 出張の基本的な考え方（2）経路及び方法（横浜市旅費条例第2条）」について、「「通常の経路」とは、ある区間を旅行する場合に、社会一般の者が通常利用する経路」、また、「「最も経済的」というのは、通常の経路が2以上ある場合に最も費用の安い経路によって旅費を計算するという意味であり、単に運賃の比較だけではなく、旅行日数（日当、宿泊料等の所要額）や時間的コストも考慮して判断します。」と記載されていることから、金額の差のみで本件支出が違法又は不当である理由を具体的に摘

（裏面あり）

示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、請求人は出張の経路の資料から「無賃乗車」などと主張していますが、本件の判断に影響を与えるものではありません。このことは、手引きにおいても「定期券を使用した区間についての旅費は支給しません。」といった記載が見受けられ、同請求人から令和7年11月25日に住民監査請求を受け付け、監査を行った案件（以下「先行案件」という。）の監査の際にもその旨確認しています。

そして、請求人が示している財務会計上の行為は、先行案件と同一です。

同一請求人が同一の行為等を対象とする住民監査請求を行うことについては、最高裁判所昭和62年2月20日判決において、「地方自治法（以下「法」という。）242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である」旨、判示されています。また、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないとされています（同判決参照）。

本件請求は、先行案件において監査の対象としていない部分についての内容が認められますが、同一の出張に関する支出について出張職員ごとに分割して反復的に請求するものです。これは、地方公共団体の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生防止・損害賠償の求め等を通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護するという住民監査請求の制度趣旨の実現及び監査委員が行う監査の合理的・効率的実施を著しく困難にするものと言わざるを得ません。このような請求を繰り返すことは、法の趣旨を踏まえた住民監査請求ではないと考えられることを申し添えます。